

沖縄県自治医科大学キャリア形成プログラム及び
キャリア形成卒前支援プラン

令和6年（2024年）3月

沖縄県保健医療部医療政策課

目 次

| | | |
|----|----------------------------|---|
| 1 | キャリア形成プログラムの目的 | 1 |
| 2 | 義務年限 | 1 |
| 3 | へき地等の指定公立病院等での勤務 | 1 |
| 4 | 臨床研修 | 2 |
| 5 | 専門研修 | 2 |
| 6 | 専門研修における院外研修に対する支援 | 3 |
| 7 | へき地等の指定公立病院等での相談体制及びキャリア形成 | 3 |
| 8 | 義務年限の特例としての結婚協定 | 3 |
| 9 | キャリア形成卒前支援プラン | 4 |
| 10 | その他 | 4 |
| | 別表 へき地等の指定公立病院等 | 5 |

沖縄県自治医科大学キャリア形成プログラム及び キャリア形成卒前支援プラン

〔令和6年3月 29 日保医第1012号保健医療部長決裁〕

1 キャリア形成プログラムの目的

このプログラムは、自治医科大学に入学した沖縄県出身学生で卒業後医師免許を取得した者（以下「自治医大医師」という。）の臨床研修、専門研修及びへき地離島診療所等での勤務におけるキャリア形成並びに大学在学中のキャリア形成卒前支援プランについて、必要な事項を定めるものとする。

2 義務年限

- (1) 自治医大医師の義務年限は、自治医科大学修学資金貸与規程に基づき、修学資金の貸与を受けた期間（在学期間）の1.5倍の期間とする。
 （例：通常の在学期間6年×1.5倍＝9年。留年3年間の場合は9年×1.5倍＝13.5年）
- (2) 自治医大医師は、義務年限の期間、沖縄県知事（以下「知事」という。）が定める公立病院等（以下「指定公立病院等」という。）で勤務するものとする。この場合の指定公立病院等とは、医療法第31条に規定する公的医療機関及び保健所とする。
- (3) 指定公立病院等での勤務において、総合診療専門医、新・家庭医療専門医を取得する場合の代表的なキャリアプログラムは、表1のとおりとなる。

表1:総合診療医、新・家庭医療専門医を取得する場合のキャリアプログラム

| 卒後年数 | PGY1 | PGY2 | PGY3 | PGY4 | PGY5 | PGY6 | PGY7 | PGY8 | PGY9 |
|------|---------|------|------------|------|------------------|-----------------|-------------|------------------|------|
| 研修 | 臨床研修 | | 専門研修（総合診療） | | | サブスペシャ ルティ研修 | — | | |
| 義務区分 | 指定公立病院等 | | | | へき地等の 指定公立病院等 | | 指定公立 病院等 | へき地等の 指定公立病院等 | |
| 配置先 | 県立中部病院 | | 県立病院 | | 離島診療所 | | 県立 病院 | 離島診療所 | |

（注）サブスペシャルティ研修は新・家庭医療専門医を想定

3 へき地等の指定公立病院等での勤務

自治医大医師は、2(1)の義務年限の勤務期間の2分の1の期間は、別表で定めるへき地等の指定公立病院等に勤務するものとする。ただし、1年に満たない端数は切り捨てるものとする。

例：義務年限9年の場合 $9 \times 1/2 = 4.5$ 。1年に満たない端数 0.5 は切り捨てて4年
 義務年限 13.5 年の場合 $13.5 \times 1/2 = 6.75$ 。1年に満たない端数 0.75 は切り捨てて6年

- (1) 自治医大医師のへき地等の指定公立病院等への配置は、原則として、次の優先順位により行うものとする。
 - ア 県立診療所

イ 県立病院

ウ 久米島病院、市町村立診療所

エ 県立保健所

オ ア～エに掲げる医療機関での採用が困難な場合は、これらの医療機関に準ずるものとして知事が認める施設

- (2) (1)の配置先の優先順位を変更する場合は、出産、育児等のライフイベント等のワークライフバランスへの配慮、結婚協定に基づき沖縄県で勤務する他の都道府県出身自治医大医師のキャリア形成の状況等を勘案し、必要に応じて決定するものとする。

4 臨床研修

医師免許取得後は、医師法第 16 条の2の規定に基づく臨床研修を次のとおり受けなければならない。

(1) 研修病院

研修病院は沖縄県立中部病院とする。ただし、特別の事情がある場合は、関係機関と協議の上、県内の他の医療機関で研修を受けることができる。

(2) 身分

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程に基づき、沖縄県病院事業局の会計年度任用初期研修医師とする。

(3) 研修期間

ア 研修期間は2年間とする。なお、当該研修期間は義務年限に含めるものとする。

イ 研修は、毎年度4月1日に始まり、翌年度3月31日に終わるものとする。ただし、やむを得ない理由により研修が4月に開始できない場合又は3月31日に終了できない場合については、関係機関と協議の上、決定するものとする。

(4) 研修内容

研修内容は、沖縄県立中部病院の研修プログラムによる。なお、(1)ただし書きに該当し、県内の他の医療機関で研修を受ける場合は、当該医療機関の研修プログラムによるものとする。

5 専門研修

地域医療に必要な知識や技術を習得するため、専門研修を次のとおり受けるものとする。

(1) 研修病院

研修病院は県立病院とする。ただし、特別の事情がある場合は、関係機関と協議の上、自治医科大学附属病院又は県内の他の医療機関で研修を受けることができる。

(2) 身分

専門研修1年目及び2年目(卒後3年目及び卒後4年目)は、地方公務員法第3条第2項に規定する沖縄県の一般職の職員とし、専門研修3年目(卒後5年目)は、地方公営企業法第15条に規定する沖縄県病院事業局の職員とする。

なお、卒後6年目以降は、県病院事業局の関連施設で勤務する場合は身分も継続されることと

なり、県以外の医療施設で勤務する場合は、当該施設の採用規程に基づく身分が保障されることになる。

(3) 研修期間

ア 研修期間は3年間を基本とする。なお、当該研修期間は義務年限に含めるものとする。

イ 研修は、毎年度4月1日に始まり、翌々年度3月31日に終わるものとする。ただし、やむを得ない理由により研修が4月に開始できない場合又は3月31日に終了できない場合については、関係機関と協議の上、決定するものとする。

(4) 研修内容

研修内容は、県立病院の専門研修プログラムによる。なお、(1)ただし書きに該当し、県内の他の医療機関で研修を受ける場合は、当該医療機関の研修プログラムによるものとする。

6 専門研修における院外研修に対する支援

自治医大医師が専門研修1年目または2年目に専門研修プログラムに基づき受ける院外研修について、予算の範囲内で旅費の支援を行うものとする。

7 へき地等の指定公立病院等での相談体制及びキャリア形成

(1) 相談体制

自治医大医師が3の規定に基づき行うへき地等の指定公立病院等での勤務において、必要に応じ、親病院及び研修病院は症例等に対する指導、助言を行うものとする。

(2) 総合的な診療能力の習得を通じたキャリア形成

専門研修プログラム及びへき地等の指定公立病院等での勤務を通して、地域医療を支える医師として総合的な診療能力を習得することにより、義務年限終了後における医師としてのキャリア形成に繋げるものとする。

8 義務年限の特例としての結婚協定

自治医大医師と他の都道府県出身の自治医大医師(以下「他県自治医大医師」という。)が結婚する場合は、以下のとおり、自治医科大学医学部修学資金貸付規程の目的に即した範囲において、義務年限の特例を認めるものとする。

- (1) 義務年限内の自治医大医師が、他県自治医大医師で義務年限内にある者との婚姻に伴う義務年限の特例を求める場合には、その旨を速やかに知事に申し出るものとする。
- (2) 義務年限の特例としての研修及び勤務を行う場合の自治医大医師の勤務配置及び身分等については、他県自治医大医師の出身都道府県及び関係機関との協議により定めるものとする。
- (3) 知事は、(2)の取り決めについて、他県自治医大医師の出身都道府県知事と協定(以下「結婚協定」という。)を締結するとともに、双方の自治医大医師は結婚協定に対する同意書を提出しなければならない。
- (4) 自治医大医師は、義務年限の特例を申し出た場合であっても、他県自治医大医師の出身都道府県及び関係機関との協議が整い、結婚協定が締結されない限りは、キャリア形成プログラ

ムの規定に従った研修及び勤務を行わなければならない。

- (5) 自治医大医師が、他県自治医大医師の出身都道府県において当該都道府県知事が指定する医療機関で義務年限の特例としての研修及び勤務に従事する場合は、当該勤務期間に相当する期間(以下「他県勤務期間」という。)を義務年限に算入するものとする。
- (6) 知事は、自治医大医師と結婚した他県自治医大医師に対し、他県勤務期間に相当する期間を本県において指定する医療機関で研修及び勤務に従事するよう求めることができるものとする。

9 キャリア形成卒前支援プラン

地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、自治医科大学の協力も得て、以下のとおりキャリア形成卒前支援プランを実施する。

(1) 離島診療所での夏季実習

自治医科大学生は本県離島医療の主要な担い手となることから、在学中に離島の医療現場の体験を通じて認識を深めてもらうことを目的に、自治医科大学出身医師が在籍する離島診療所において夏季実習を行う。

(2) 自治医科大学生向けワークショップ

自治医科大学生の卒業後のキャリアや研修病院での研修内容などについて、自治医科大学出身の医師等を講師として、ワークショップを行う。

(3) 個別相談

病院見学及び自治医科大学の臨床クラークシップの選択実習の際に、研修病院である県立中部病院にて受入を行い、将来のキャリアプランについて、個別に指導医と相談する機会を設ける。

10 その他

その他、このキャリア形成プログラムに規定していない事項については、関係機関と協議の上、決定するものとする。

別表：へき地等の指定公立病院等

| 優先 順位 | 医療圏 | 経営 形態 | 施設名 |
|----------|-------|---------------------|---|
| 1 | 北部 | 県立 | 伊平屋診療所 伊是名診療所 |
| | 中部 | | 津堅診療所 |
| | 南部 | | 栗国診療所 渡名喜診療所 座間味診療所 阿嘉診療所 渡嘉敷診療所 久高診療所 北大東診療所 南大東診療所 |
| | 宮古 | | 多良間診療所 |
| | 八重山 | | 大原診療所 西表西部診療所 小浜診療所 波照間診療所 |
| | 2 | | 県立 |
| 宮古 | 宮古病院 | | |
| 八重山 | 八重山病院 | | |
| 3 | 北部 | 村立 | 伊江村立診療所 |
| | 南部 | 組合立 | 久米島病院 |
| | 八重山 | 町立 | 竹富町立竹富診療所 竹富町立黒島診療所 与那国町立与那国診療所 |
| 4 | 北部 | 県立 保健所 | 北部保健所 |
| | 中部 | | 中部保健所 |
| | 南部 | | 南部保健所 |
| | 宮古 | | 宮古保健所 |
| | 八重山 | | 八重山保健所 |
| 5 | 全圏域 | 上記に準ずるものとして知事が認める施設 | |